

事 務 連 絡

平成30年12月 4日

各介護保険施設・介護サービス事業所 管理者 様

北九州市保健福祉局地域福祉部

介護保険課長 岩村 恭代

社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について

平素より本市の保健福祉行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

社会福祉施設入所者等のインフルエンザに関する対策について、厚生労働省より事務連絡がありましたので、その内容についてお知らせします。

インフルエンザは、毎年冬季に流行を繰り返し、また、近年においては、学校や高齢者施設における集団感染、高齢者の死亡等の問題が指摘され、その発生の予防とまん延の防止が重要な課題となっています。

そこで、厚生労働省において、別添のとおり「平成30年度今冬のインフルエンザ総合対策について」が取りまとめられ、併せて「平成30年度インフルエンザQ&A」が作成されました。

入所者等の基礎体力の維持を図るための常日頃からの栄養状況への十分な配慮も含め、インフルエンザの予防等対策について、対応していただきますようお願いいたします。

なお、インフルエンザの予防接種は入所者等の意思に基づきその責任において行われるものであり、意思確認を行わずに一律に接種を行うものであってはならないことに留意するとともに、接種にあたっては、嘱託医等とよく相談の上、その意義、有効性、副反応の可能性等を十分に入所者等に説明した上で接種を行うものとし、意思確認が困難な場合には、家族、嘱託医等の協力を得ながら、可能な限りその意思確認に努め、接種希望であることが確認できた場合に接種を行うよう、お願いいたします。

また、インフルエンザの予防接種に要する費用（公費により負担される者については、一部実費徴収される費用）については、原則として本人等の負担となりますが、従来の扱いのとおり施設の判断により措置費（運営費）から支出して差し支えありません。

併せて職員の任意接種についても必要に応じ受けられるよう御配慮願います。

<問い合わせ先>

北九州市保健福祉局介護保険課
事業者支援係

TEL : 093-582-2771